

運 営 規 程

訪問看護・リハビリステーション縁

訪問看護・リハビリステーション縁

指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 結（以下「本事業者」という。）が設置する訪問看護・リハビリステーション縁（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行い、評価・改善を図るものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

- 第3条** 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
 - 3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の事業再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護・リハビリステーション縁
- (2) 所在地 島根県松江市嫁島町11番9号 高岡ビル3F

(職員の職種、員数、および職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（常勤、看護職員と兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問看護計画の策定に参画し、サービスの提供にあたる。
- (2) 看護職員：常勤換算2.5名以上確保する（うち1名は常勤）
看護職員は、訪問看護計画の策定に参画し、サービスの提供にあたる。
- (3) 理学療法士、作業療法士等：1名以上
理学療法士、作業療法士等は、利用者の状況や実施した看護の情報を看護職員と共有するとともに、訪問看護計画について、看護職員と連携し策定を行い、サービスの提供にあたる。理学療法士、作業療法士等がサービスを提供している利用者に対し、定期的な看護職員による訪問を実施し状態の変化等に対応する。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日および営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日：通常、月曜から金曜までとする。
ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間常時、電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(サービスの内容及び利用料)

第7条 サービスの内容、利用料は次のとおりとする。

(1) サービスの内容

- ① 介護保険法に基づく訪問看護
- ② 病状、障害の観察
- ③ 入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ⑤ 褥瘡の予防、処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 緩和ケア及びターミナルケア
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理及び指導
- ⑪ 看護又は介護に関する相談
- ⑫ その他主治の医師の指示による処置

(2) 利用料の額

介護保険給付対象となる厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額に対し、介護保険負担割合証に示された利用者負担の割合がサービス利用料となる。

- 2 本事業所は、介護保険給付の支給限度額を超えた場合は、その超えた額の全額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の訪問看護実施地域は、松江市及び宍粟市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の発生、蔓延防止のための措置を講じるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 感染対策委員会の開催
- (3) 研修及び訓練の実施

(苦情処理)

第11条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は前項の苦情内容を記録し、訪問看護終了の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第12条 本事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第13条 訪問看護の提供にあたっては、利用者や他の者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととする。

2 前項の身体拘束等を行う緊急やむを得ない理由として切迫性、非代替性、一時性の要件を満たすことの確認や手続きを本事業所として慎重に行うこととする。

3 身体拘束等をやむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態、やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 本事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会の定期的な開催と結果の職員への周知（テレビ電話活用等）
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 虐待防止の担当者の配置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第15条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営についての留意事項)

第16条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 本事業所の従業者は、退職後においても業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護終了の日から2年間保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1、この規程は、令和7年6月1日より施行する。